

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに農地中間管理機構(機構)に10年以上の期間で貸し付けた者。

課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地(※)に係る固定資産税を以下の期間中1／2に軽減する。

- ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

※所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。

実施時期

平成28年度から実施。1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、毎年1月2日から翌年の1月1日までの間に対象となる貸付けを行った場合には、次年度からの課税が軽減される。

(例えば、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に対象となる貸付けを行った場合には、令和7年度からの課税が軽減される。)

特例の適用期限は、令和8年3月31日まで。